

# 青森県報

第千三十五号

令和八年  
三月二日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定……………(建築住宅課) ……一
- 宅地建物取引業法に基づく処分に係る聴聞……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……二

### 公 告

- 農地を利用する権利の設定の裁定……………(構造政策課) ……三
  - 二級建築士試験及び木造建築士試験の施行……………(建築住宅課) ……四
- 公安委員会

### 告

### 示

#### 青森県告示第九十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第七條の第三第一項第二号及び第六項の規定により、建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。

令和八年三月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 中間検査を行う区域 青森県の区域(青森市、弘前市及び八戸市の区域を除く。)
- 二 中間検査を行う期間 令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日まで
- 三 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模 木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物(法第十八條第二項及び第四項の規定による通知に係る建築物、法第六十八條の二十第一項に規定する認証型式部材等である建築物並びに法第八十五條の規定の適用を受ける建築物を除く。)のうち、次の表の上欄に掲げる用途に供する建築物で当該下欄に掲げる規模のものとする。

用 途	規 模
1 劇場、映画館又は演芸場	その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの(床面積が百平方メートル以下のものを除く。以下この表において同じ。)、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの又は主階が一階にないもの(その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートル以下のものを除く。)
2 観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂又は集会場	その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの
3 病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、児童福祉施設等(建築基準法施行令(昭和二十五	その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートル以

四 指定する特定工程及び特定工程後の工程 次の表の上欄に掲げる建築物の構造の区分に応じ、同表の中欄及び下欄に掲げる工程とする。

<p>年政令第三百三十八号) 第百十五条の三第一号に規定する児童福祉施設等(いう。)、ホテル又は旅館</p>	<p>上のもの</p>	
<p>4 下宿、共同住宅(階数が三以上である共同住宅であつて、床及びはりに鉄筋を配置する工事があるものを除く。)、寄宿舎、一戸建ての住宅、長屋及び兼用住宅</p>	<p>地階を除く階数が二以上のものであつて、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートル以上のもの</p>	
<p>5 学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場</p>	<p>その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートル以上のもの</p>	
<p>6 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗(床面積が十平方メートル以下のものを除く。)</p>	<p>その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以上のもの</p>	
<p>建築物の構造</p>	<p>特定工程</p>	<p>特定工程後の工程</p>
<p>1 木造</p>	<p>軸組工事(枠組壁工法にあつては枠組工事、木質プレハブ工法にあつては組立工事)及び屋根工事</p>	<p>仕上げ工事(特定工程に係る部分の中間検査が困難となる場合は、下地工事)</p>
<p>2 組積造及び補強コンクリートブロック造</p>	<p>二階の床版(二階がない場合は、屋根版)の配筋</p>	<p>二階の床版(二階がない場合は、屋根版)のコン</p>

<p>3 鉄骨造</p>	<p>工事 二階の床版の取付工事(二階がない場合は、建方工事)</p>	<p>クリート打設工事 耐火被覆工事及び仕上げ工事(特定工程に係る部分の中間検査が困難となる場合は、下地工事)</p>
<p>4 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造</p>	<p>二階の床版(二階がない場合は、屋根版)の配筋工事又は取付工事</p>	<p>二階の床版(二階がない場合は、屋根版)のコンクリート打設工事</p>

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行し、同日以後に法第六条第一項及び第六条の二第一項の規定による確認の申請がされた建築物について適用する。

青森県告示第九十四号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十九条第一項の規定による聴聞を次のとおり行うこととしたので、同条第二項において準用する同法第十六条の十五第三項の規定により告示する。

令和八年三月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

<p>被 聴 聞 者 十和田市東二十三番町一の一 株式会社不動産センター十和田</p>	<p>聴 聞 期 日 令和八年三月九日 午後二時</p>	<p>聴 聞 場 所 青森市長島一丁目の一 青森県庁北棟三階県土整備部会議室</p>
---	--------------------------------------	--

青森県告示第九十五号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十九条第一項の規定によ

る聴聞を次のとおり行うこととしたので、同条第二項において準用する同法第十六条の十五第三項の規定により告示する。

令和八年三月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

被聴聞者	中野渡健一	聴聞期日	令和八年三月九日 午後三時	聴聞場所	青森市長島一丁目の一 青森県庁北棟三階県土整備部会議室
------	-------	------	------------------	------	--------------------------------

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和八年三月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
平川市尾崎浅井一七二の一	畑	六、三六六
平川市尾崎浅井一八三の七	畑	六八一

二 利用権の内容

農地の区分	利用権の内容
平川市尾崎浅井一七二の一	賃借権
平川市尾崎浅井一八三の七	賃借権

三 利用権の始期及び存続期間

農地の区分	利用権の始期	存続期間
平川市尾崎浅井一七二の一	令和八年四月一日	一〇年
平川市尾崎浅井一八三の七	令和八年四月一日	一〇年

四 借賃に相当する補償金の額

農地の区分	借賃に相当する補償金の額（円）
平川市尾崎浅井一七二の一	六〇四、〇〇〇
平川市尾崎浅井一八三の七	六四、〇〇〇

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までに利用権を設定すべき農地の所在地の供託所に補償金を供託すること。

六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

農地の区分	所有者等に係る情報
平川市尾崎浅井一七二の一	令和二年十二月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。

平川市尾崎浅井一八三の  
 知できない状態となっている。  
 令和二年十二月に登記名義人が死亡し、所有者が確

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行

令和八年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行するので、青森県建築士法施行細則（昭和二十五年十一月青森県規則第百十五号）第二十四条の規定により公告する。

令和八年三月二日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 試験の日時及び場所

1 二級建築士試験

(一) 学科の試験

(1) 日時

令和八年七月五日（日）午前十時十五分から

(2) 場所

青森市安方一丁目一の四〇 青森県観光物産館アスパム

(二) 設計製図の試験

(1) 日時

令和八年九月十三日（日）午前十一時から

(2) 場所

青森市安方一丁目一の四〇 青森県観光物産館アスパム

2 木造建築士試験

(一) 学科の試験

(1) 日時

令和八年七月二十六日（日）午前十時十五分から

(2) 場所

青森市安方一丁目一の四〇 青森県観光物産館アスパム

(二) 設計製図の試験

(1) 日時

二 受験申込手続

新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込を行うものとする。

1 受験申込受付期間及び時間

令和八年四月一日（水）午前十時から同月十四日（火）午後四時まで

2 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センター（以下、「センター」という。）のホームページ（<https://www.jaiec.or.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、令和八年四月七日（火）までにセンター本部に申し出ること。

三 合格発表

1 二級建築士試験

(一) 学科の試験 令和八年八月二十四日（月）（予定）

(二) 設計製図の試験 令和八年十二月三日（木）（予定）

2 木造建築士試験

(一) 学科の試験 令和八年八月二十四日（月）（予定）

(二) 設計製図の試験 令和八年十二月三日（木）（予定）

四 その他

受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨をセンター本部に申し出ること。

試験に関する問合せについては、一般社団法人青森県建築士会（電話〇一七―七七―二八七八）に電話すること。

なお、試験実施に関する事務は、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十五条の六第一項の都道府県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

公安委員会

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年三月二日

青森県警察本部長 安 田 貴 司

- 物品等の名称及び数量  
マイクロソフトポリウムライセンス賃貸借契約 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県警察本部警務部会計課  
青森市新町二丁目三の一
- 契約の方法  
一般競争入札
- 落札者を決定した日  
令和八年一月九日
- 落札者の名称及び住所  
昭和リース株式会社  
東京都中央区日本橋室町二丁目四の三
- 落札金額  
六百七十九万四千四百円
- 落札者を決定した手続  
賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 入札の公告を行った日  
令和七年十一月二十八日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年三月二日

青森県警察本部長 安 田 貴 司

- 物品等の名称及び数量  
青森県警察緊急配備指揮支援システム増設装置用銅管柱賃貸借契約 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県警察本部警務部会計課  
青森市新町二丁目三の一
- 契約の方法  
随意契約
- 契約の相手方を決定した日  
令和八年一月二十八日
- 契約の相手方の名称及び住所  
NTT・TCリース株式会社東北支店  
宮城県仙台市青葉区国分町三丁目一の一
- 契約金額  
六十四万五千二百六十円
- 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。
- 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚三付二十一円七十銭